

令和5年 第1回定例会  
小山広域保健衛生組合議会会議録

令和5年3月9日

小山広域保健衛生組合議会

## 令和5年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月9日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	4
事務局職員出席者	4
議事日程の報告	5
議長挨拶	5
諸般の報告	6
議席指定の件	7
会議録署名議員の指名の件	7
会期決定の件	8
近況報告の件	8
議案第1号から議案第7号までの件、上程、管理者提案理由の説明	1 2
議案第1号の件、説明、質疑、討論、採決	1 4
・議案第1号 令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計予算	
議案第2号の件、説明、質疑、討論、採決	2 1
・議案第2号 令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算(第2号)	
議案第3号の件、説明、質疑、討論、採決	2 3
・議案第3号 小山広域保健衛生組合指定金融機関の指定について	
議案第4号の件、説明、質疑、討論、採決	2 4
・議案第4号 小山広域保健衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の 制定について	
議案第5号の件、説明、質疑、討論、採決	2 5
・議案第5号 地方公務員の定年引上げに伴う関係条例の整備について	

議案第 6 号の件、説明、質疑、討論、採決-----	2 6
・ 議案第 6 号 小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の 一部改正について	
議案第 7 号の件、説明、質疑、討論、採決-----	2 7
・ 議案第 7 号 建設工事請負契約の締結について	
退職者あいさつ-----	2 8
閉 会-----	2 9
署名議員-----	3 0

◎ 招 集 告 示

小山広域保健衛生組合  
告 示 第 1 号  
令和 5 年 2 月 7 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条の規定により、令和 5 年第 1 回小山広域保健衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

小山広域保健衛生組合  
管理者 浅 野 正 富

1 期 日 令和 5 年 3 月 9 日（木）午後 2 時 30 分～

2 場 所 小山広域保健衛生組合 2 階大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	津 野 田	重 一	2 番	稻 見	敏 夫
3 番	松 本	光 司	4 番	館 野	孝 良
5 番	大 島	昌 弘	6 番	小 谷 野	晴 夫
7 番	秋 山	幸 男	8 番	岡 田	裕
9 番	小 林	英 恵	10 番	森 田	晃 吉
11 番	荒 井	覚	12 番	荒 川	美 代 子
14 番	関	良 平			

不応招議員（1名）

13 番	大 出	ハ マ
------	-----	-----

令和5年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会

議 事 日 程

令和4年3月9日  
午後2時44分開会

- 日程第1 議席指定の件  
日程第2 会議録署名議員の指名の件  
日程第3 会期決定の件  
日程第4 近況報告の件  
日程第5 議案第1号から議案第7号までの件、上程、管理者提案理由の説明  
日程第6 議案第1号の件、説明、質疑、討論、採決  
日程第7 議案第2号の件、説明、質疑、討論、採決  
日程第8 議案第3号の件、説明、質疑、討論、採決  
日程第9 議案第4号の件、説明、質疑、討論、採決  
日程第10 議案第5号の件、説明、質疑、討論、採決  
日程第11 議案第6号の件、説明、質疑、討論、採決  
日程第12 議案第7号の件、説明、質疑、討論、採決

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（13名）

1番	津野田	重一	2番	稲見	敏夫
3番	松本	光司	4番	館野	孝良
5番	大島	昌弘	6番	小谷野	晴夫
7番	秋山	幸男	8番	岡田	裕
9番	小林	英恵	10番	森田	晃吉
11番	荒井	覚	12番	荒川	美代子
14番	関	良平			

○欠席議員（1名）

13番 大出ハマ

---

○説明のための出席者

管 理 者 (小 山 市 長)	浅 野 正 富
副 管 理 者 (下 野 市 長)	坂 村 哲 也
副 管 理 者 (野 木 町 長)	真 瀬 宏 子
副 管 理 者 (上 三 川 町 長)	星 野 光 利
会 計 管 理 者 (小 山 市 会 計 管 理 者)	猪 瀬 芳 子

事務局長	細 島 讓
総務課長	鹿 久 保 礼 子
施設管理課長	水 野 辰 雄
建設政策課長	鍋 倉 豊 次

---

○事務局職員出席者

総務課総務係長	奥 田 勉
総務係	増 渕 努
総務係	森 貴 彬



○諸般の報告

○関 良平議長 日程に先立ち、総務課長に諸般の報告をさせます。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 諸般の報告を申し上げます。

監査結果の報告について、監査委員からお手元に配付のとおり、定例監査結果報告1件が提出されております。前例により朗読を省略させていただき、会議録に登載いたしますので、ご了承願います。

小広組監第2号

令和5年1月11日

小山広域保健衛生組合管理者 浅野 正富 様

小山広域保健衛生組合議会議長 関 良平 様

小山広域保健衛生組合

監査委員 岩崎 忠義

小山広域保健衛生組合

監査委員 荒川 美代子

令和4年度定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり提出する。

定例監査報告

- |         |   |
|---------|---|
| 1 監査対象  | 総務課、建設政策課、施設管理課   |
| 2 監査期日  | 令和4年12月16日（金）午前10時00分～午後2時00分   |
| 場 所     | 小山広域保健衛生組合 2階 大会議室  |
| 3 監査の方法 | 監査は、事前に提出を求めた監査資料の予備監査終了後、監査資料に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか及び経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて、関係職員から説明を聴取し実施した。 |
| 4 監査の結果 | 監査の結果、令和4年度（4月1日～9月30日）における小山広域保健衛生組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正かつ効果的に執行されたものと認められ                         |

た。

## 5 講評

定例監査資料及び関係帳簿、証ひょう資料に基づき各所属長から詳細に説明を受け、その内容について確認、検証を行った。

予算の執行状況については、歳入、歳出ともに予算に基づき順調に執行されており、業務執行に当たっては、正確であると認められた。

また、施設の管理運営については、各施設の役割を認識し、安全で効率的な維持管理がされており、周辺的环境にも注意を払われていることを確認することができた。

当組合の財政状況は、大部分の財源が構成市町の分担金であり、各市町の財政状況も厳しい状況が続くものと予測されるが、老朽化した施設の補修、維持管理に係る委託料、今後の第2期エネルギー回収推進施設の建設に係る費用など、多額の財源を必要としている状況である。

今後も当組合を取りまく財政状況は、ますます厳しいものとなるが、職員においては、構成市町の住民の負託に応えるよう効率的で効果的な業務の執行を切望し講評とする。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、出席を要求した者の職・氏名は、お手元に配付いたしました一覧表のとおりでございます。ご了承いただきますようお願いいたします。

次に、事務報告であります。令和5年1月30日大木英憲議員から議員辞職願が提出され、令和5年1月31日に議長が許可しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ○議席指定の件

○関 良平議長 日程第1、議席の指定を行います。

このたび、小山市議会から選出されました森田晃吉議員の議席は、小山広域保健衛生組合議会会議規則第2条の規定を受けて準用する小山市議会会議規則第3条の規定により、森田晃吉議員の議席は10番に指定いたします。

〔議席一覧表配付〕

---

### ○会議録署名議員の指名の件

○関 良平議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小山広域保健衛生組合議会会議規則第2条の規定を受けて準用する小山

市議会会議規則第89条の規定により、

12番 荒川美代子 議員

1番 津野田重一 議員

を指名いたします。

---

○会期決定の件

○関 良平議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

○近況報告の件

○関 良平議長 日程第4、近況報告の件を議題といたします。

管理者の報告を求めます。浅野 管理者

〔浅野正富管理者登壇〕

○浅野正富管理者 本日ここに、令和5年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位のご出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対しまして、感謝とお礼を申し上げます。

昨年11月7日に開催いたしました第2回組合議会定例会以降の近況につきまして、ご報告申し上げます。

はじめに、当組合が協力していた小山地区医師会のPCR検査センターですが、令和5年3月末で終了することになりました。

また、年末年始の12月31日から1月3日の4日間、夜間休日急患診療所で臨時に新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時検査を実施し、96人が検査を受けました。

夜間休日急患診療所では、お盆や年末年始など、医療機関が長期休みになる期間のみ臨時に新型コロナウイルス感染症の検査を実施してきましたが、先日、小山地区医師会から通常診療での検査についての提案を受け、1月31日に開催した夜間休日急患診療所運営委員会において、令和5年4月から通常診療の中で検査を実施することになりましたので、感染対策に留意し、円滑に実施してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5月8日に5類に移行することが決定しましたが、それ以降の対応については、小山地区医師会と協議し進めてまいります。

次に、小山地区夜間休日急患診療所についてであります。2月末までの総利用患者数は2,647人であり、前年度と比較いたしますと138人増加しております。

3月末における総利用患者数は、前年度と比較いたしますと約100人増の2,800人程度になると見込まれます。

次に休日急患歯科診療所についてであります。2月末までの総利用者総利用患者数は173人であり、前年度と比較いたしますと67人減少しております。3月末における総利用患者数は、前年度と比較して約70人減の180人程度になると見込まれます。

次に、ごみ減量化施策の取組状況についてであります。ごみ指定袋制度については、11月から12月にかけて住民アンケートを実施し、多くのご意見をいただきました。2月6日に開催した廃棄物減量化対策推進検討会では、アンケート結果の説明と指定袋制度の素案について検討を行ったところです。

今後は、いただいたご意見を反映した指定袋制度の検討を進めるとともに、制度導入にご理解、ご協力をいただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

また、その他のごみ減量化政策についても市町と連携し、引き続き実施してまいります。

次に、第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の進捗状況についてであります。本事業の事業者選定につきましては、第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業者選定委員会において審議を重ね、応募グループからの事業提案について、厳正かつ公正な審査を行った結果、荏原環境プラント株式会社営業第一部を代表企業とする荏原環境プラントグループを最優秀提案者として選定いたしました。

非価格要素では、過去の建設や運営実績に基づいた、安全で安心な施設の実現や安定的な熱回収・エネルギーの有効利用が評価されました。その結果を踏まえ、12月19日に同グループを落札者として決定いたしました。

次に、中央清掃センター、南部清掃センター及びリサイクルセンターについてであります。12月に従業員の挨拶・説明等についての満足度調査を実施した結果、普通以上の高評価については、前年度の調査より2.1%上昇した98.9%となり、ご利用頂いたほぼすべての方々にご満足いただけているという結果となりました。

しかしながら、今回の結果に満足することなく、ご利用頂くすべての住民の方にご満足いただける施設を目指し、引き続き委託業者への指導等を実施してまいります。

また、年末年始の各施設の搬入車両台数についてであります。おおむね例年通りないし微減となり、大きな混乱や渋滞はありませんでした。

次に、各施設の実績についてであります。中央清掃センターの2月末までのごみの総搬入量は、5万3,245 tで、そのうち可燃ごみは、5万1,147 tでした。

前年度と比較いたしますと、ごみの総搬入量は170 tの減で、可燃ごみは233 tの減となって

おります。

また、資源物の搬出につきましては、紙・布類等の可燃系資源物が2,061 t あり、リサイクルするため売却しております。

次に、南部清掃センターについてであります。2月末までのごみの総搬入量は、4,660 t でした。

主な内訳は、容リ法対象ビニ・プラが2,253 t、剪定枝が1,205 t、生ごみと可燃系資源物は野木町のみとなりますが、それぞれ643 t、558 t となっております。

前年度と比較いたしますと、ごみの総搬入量は90 t の減となっており、容リ法対象ビニ・プラは55 t の減、剪定枝は9 t の増、生ごみは31 t の減、可燃系資源物は14 t の減となっております。

搬出につきましては、本施設で選別処理を行ったビニ・プラは、日本容器包装リサイクル協会を通し、1,734 t を再商品化しております。また、剪定枝チップは民間企業を通し、燃料や堆肥原料として1,009 t を有効活用しております。

南部清掃センターの課題といたしましては、容器包装プラスチックの中に、缶類、スプレー缶類、電子タバコの混入が非常に多い状況となっている点でございます。

特に、容器包装プラスチックベール品について、再商品化を委託している事業者2社から、電子タバコの混入とみられる発火の苦情が、2月末までに3回報告されております。

これを受け施設側では、手選別処理ラインのスピードを落とすことで、不適物の発見をしやすくする対策をとっております。

次に、リサイクルセンターについてであります。2月末までのごみの総搬入量は7,458 t でした。

主な内訳は、不燃ごみが3,106 t、びん・缶・ペットボトルの不燃系資源物が2,068 t となっております。前年度と比較いたしますと、不燃ごみが661 t の減、不燃系資源物は6 t の減となっております。

搬出につきましては、リサイクルセンターで分別処理をしたペットボトル646 t を県内業者に、金属等のその他資源物についても、管内業者に売却しております。世界的な金属資源の供給不足の影響を受け、2月末までの売却益は約1億8,400万円となり、前年度売却益合計約1億1,780万円より増加しております。

また、ガラスカレットについては、白色59 t・茶色223 t・緑色67 t を、日本容器包装リサイクル協会を通し再商品化しております。リユース品の売却につきましては、毎月1日に出品をしており、125点を売却したところです。

リサイクルセンターの課題といたしましては、異物混入が多い点でございます。特にびん・缶への乾電池、スプレー缶及びライターの混入と、不燃ごみへの乾電池、スプレー缶及び小型

家電の混入が非常に多くなっております。

手選別により除去している数量は、びん・缶から乾電池を毎日50本から100本前後、スプレー缶・ライターを各10本ほどとなっており、不燃ごみから乾電池を毎日10kg、スプレー缶を100本程度、小型家電を20個から50個ほど除去している状況でございます。

不燃ごみへの小型家電の混入品については、特に携帯電話、モバイルバッテリー、電子タバコが多くなっております。

手選別による除去を行ってはおりますが、混入数が多くなるほど、除去の漏れが発生しやすくなり、結果として不燃ごみの処理ラインでは、毎年200件ほどの発火・発煙を確認しており、2月7日にも、消防署に出動を要請する火災が発生しました。幸いにも大きな被害もなく、当日中に施設を再稼働することができました。

施設の安定的な稼働のため、組合ホームページから分別の徹底のお願いや、手選別作業の精度向上、小型家電の外部処理品目の拡大などの対策を実施しております。

次に、小山広域クリーンセンターについてであります。改定を進めている生活排水処理基本計画について、11月10日から12月9日までパブリックコメントを実施しましたが、意見などの提出はありませんでした。

また、施設の長期責任委託契約の更新時期にあたり、精密機能検査を実施するとともに、施設の現状と将来的な処理の減少を踏まえて、施設の整備・運営の在り方を検討し、施設整備運営最適化計画方針をまとめました。この計画は、令和8年度の第2期整備に向けた検討を行う際の資料となります。

続いて、稼働実績についてであります。2月末までの総搬入量は、し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥が34,810 t、生ごみは251 tとなっております。

前年度と比較いたしますと、し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥の搬入量は292 tの増、生ごみは17 tの増となっております。搬出につきましては、本施設で製造しました堆肥を329 t売却しております。

次に、小山聖苑についてであります。2月末までの火葬炉の稼働日数は276日で、火葬件数は2,550件でした。前年度と比較いたしますと、297件の増となっております。

斎場の利用日数は328日で、告別式及び通夜の件数は1日最大4件で、合計911件でした。前年度と比較いたしますと、45件の増となっております。

また、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬については、101件でした。前年度と比較いたしますと、72件の増となっております。

なお、1月6日に厚生労働省により火葬のガイドラインが改正され、ご遺体に適切な感染対策が講じられていれば通常の火葬として扱って問題はないとされたことから、小山聖苑においても改正されたガイドラインに則り、適切な感染対策が講じられていれば通常の火葬として扱

うこととしております。

次に、式場トップライト更新工事の進捗状況についてであります。消防署からの指摘を受け、排煙設備の更新を行ってりましたが、1月末に工事が完了いたしました。

各式場での施工については、その間式場の利用が不可能になったことから、小式場については12月9日から15日まで、大式場については1月6日から12日までのそれぞれ1週間、各式場の利用を停止いたしました。トラブル等はございませんでした。

なお、3月10日に消防署による検査が行われる予定です。

以上が、今議会における近況報告でございます。

○関 良平議長 管理者の説明は終わりました。

ただいまの報告に限り質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ないようですので、以上をもちまして近況報告に対する質疑を終わります。

---

○ 議案第1号から議案第7号までの件、上程、管理者提案理由の説明

○関 良平議長 日程第5、議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり、管理者から議案が提出されておりますので、送付書及び議案件名の朗読を省略し、会議録に登載することについてご了承願います。

小山広域保健衛生組合議会議長 関 良平様

小山広域保健衛生組合管理者 浅野 正富

小山広域保健衛生組合議会議案等の送付について

令和5年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会の議案書を別冊のとおり送付いたします。

記

議案番号	件名
議案第1号	令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計予算
議案第2号	令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第2号）
議案第3号	小山広域保健衛生組合指定金融機関の指定について
議案第4号	小山広域保健衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第5号	地方公務員の定年引上げに伴う関係条例の整備について
議案第6号	小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について
議案第7号	建設工事請負契約の締結について

○関 良平議長 次に、上程議案等の概要について、管理者の説明を求めます。

浅野管理者。

〔浅野正富管理者登壇〕

○浅野正富管理者 ただいま上程になりました議案の概要について、ご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、当初予算に関するもの1件、補正予算に関するもの1件、指定金融機関の指定に関するもの1件、条例に関するもの3件、工事請負契約に関するもの1件の計7件であります。

はじめに、議案第1号は、令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計予算であります。

予算編成に当たりましては、構成市町の極めて厳しい財政状況を考慮し、健全財政の堅持、行財政運営の効率化、適切な財源の確保などの方針に沿って、編成いたしました。

この結果、令和5年度の一般会計の予算総額は、対前年度比24.3%増の50億3,916万1千円となったところであります。

以上が、令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号は、令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてでありまして、歳入歳出予算に1億6,565万3千円を追加し、予算総額を42億3,540万2千円とするものであります。

議案第3号は、指定金融機関の指定についてでありまして、当組合の指定金融機関は、足利小山信用金庫となっており、指定期間が、令和5年3月31日をもって満了となるため、次期指定金融機関を指定するものであります。

議案第4号は、小山広域保健衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでありまして、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から同法の規律が全ての地方公共団体に適用されることから、小山広域保健衛生組合個人情報保護条例を廃止するほか、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する条例を制定するため、提案するものであります。

議案第5号は、地方公務員の定年引上げに伴う関係条例の整備についてでありまして、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例に所要の改正及び廃止を行うとともに、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、小山広域保健衛生組合の高齢者部分休業に関する条例を制定するため、提案するものであります。

議案第6号は、小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正についてでありまして、令和6年度から指定管理者制度を導入することから、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第7号は、建設工事請負契約の締結についてでありまして、小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の建設工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、提案するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○関 良平議長 管理者の説明は、終わりました。

---

○（議案第1号）の件、説明、質疑、討論、採決

○関 良平議長 日程第6、議案第1号「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島譲事務局長 ただ今上程となりました議案第1号、「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

別冊となっております「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計予算書」をご参照いただきたいと存じます。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項のとおり、令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億3,916万1千円、前年度比で9億8,441万2千円、24.3%の増額で編成いたしました。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございますが、詳細につきましては、別途ご説明申し上げます。

1ページに、お戻りください。

第2条の「継続費」、第3条の「債務負担行為」、第4条の「地方債」につきましても、別途ご説明申し上げます。

第5条は、一時借入金の借入限度額を規定したものであり、最高額を前年度と同額の6億円といたしました。

第6条は、歳出予算の流用禁止に関する例外になりますが、従来同様に定めたところでございます。

次に、4ページをお開きください。

「第2表 継続費」について、ご説明申し上げます。

1の「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事施工監理業務委託」は、令和9年度からの稼働を予定している第2期エネルギー回収推進施設建設工事の施工監理をするための委託料で、総額2億8,108万3千円とし、年割額を令和5年度6,300万円、令和6年度6,900万円、令和7年度7,100万円、令和8年度7,808万3千円と、それぞれ設定するものであります。

「第3表 債務負担行為」について、ご説明申し上げます。

1の「小山聖苑指定管理者制度に伴う管理経費」は、小山聖苑の火葬炉運転管理業務及び、受付・施設維持管理業務を統合し、指定管理を行うもので、令和5年度から令和10年度までの6年間で5億9,740万円の債務負担行為を設定するものであります。

なお、令和5年度につきましては、協定締結等の準備のみであり、支出はございません。

「第4表 地方債」について、ご説明申し上げます。

1の「第2期エネルギー回収推進施設整備事業」は、施設建設工事の借入限度額を3億7,500万円とするなど、記載のとおりとするものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。

前述しましたとおり、歳入歳出とも比較欄の一番下に記載のとおり、前年度比で9億8,441万2千円増額となっていることを、ご確認いただければと存じます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入について、ご説明申し上げます。

1款・分担金及び負担金、1項・分担金、1目・市町分担金は、41億3,592万7千円で前年度より5億7,267万7千円、16.1%の増額でございます。

次に、2款・使用料及び手数料、1項・使用料、1目・衛生使用料は、6,351万9千円で前年度より796万4千円、14.3%の増額でございます。

主に、小山聖苑について、火葬件数の増加を見込んだこと及び、夜間休日急患診療所について、新型コロナウイルス感染症拡大により減少していた受診者数の増加を見込んだことによる増額でございます。

同じく、2項・手数料、1目・衛生手数料は、3億5,226万1千円で、前年度より170万4千円、0.5%の増額でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んでいた、事業系ごみの搬入が徐々に戻りつつあることから、ごみ搬入量の増加を見込んだことによる増額でございます。

次に、3款・国庫支出金、1項・国庫補助金、1目・衛生費国庫補助金は、科目設置の1千円で、前年度より744万6千円の減額でございます。なお、第2期エネルギー回収推進施設建設工事に係る交付対象工事は、令和6年度以降になる見込みです。

次に、4款・県支出金、1項・県補助金、1目・衛生費県補助金は、衛生費国庫補助金で前年度と同額の500万円でございます。

次に、5款・財産収入、1項・財産運用収入、1目・財産貸付収入は、前年度と同額の18万3千円でございます。

同じく、2目・利子及び配当金は、財政調整基金を決済用普通預金に切り替えたことから、今後利子が発生しなくなったため、廃目したものでございます。

6款・繰入金、1項・基金繰入金、1目・財政調整基金繰入金は、科目設置の1千円で、前年度と同様でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金及び8款・諸収入、1項・組合預金利子、1目・組合預金利子は、それぞれ科目設置の1千円で、前年度と同様でございます。

8款・諸収入、2項・雑入、1目・雑入は、1億726万7千円で、前年度より3,451万4千円、47.4%の増額でございます。

主に、各施設における資源売却量売却単価の上昇を見込んだものでございます。

次に、9款・組合債、1項・組合債、1目・衛生債は、3億7,500万円で、前年度より3億7,500万円の増額でございます。

令和5年度より始まる、第2期エネルギー回収推進施設建設工事に係る一般廃棄物処理事業債によるものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、予算参考資料の4ページ、「事業費に関する調べ」を併せてご覧ください。

1款・議会費、1項・議会費、1目・議会費は、207万3千円で、前年度より3万8千円、1.8%の減額でございます。

次に、2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、9,269万7千円で、前年度より91万円、1.0%の減額でございます。

主に、人員配置の変更による人件費の減額によるものでございます。

次に12ページ、13ページをお開きください。

同じく、2目・政策費は、5,553万円で、前年度より2,088万5千円、62.4%の増額でございます。

主に、令和4年10月から人員を増員したことによる給料、職員手当、共済費等の人件費、5年ごとに改定を実施する、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に係る業務委託料及び2年ごとに実施する廃棄物処理処分業者評価検討会の現地調査に係る旅費等による増額でございます。

同じく、2項・監査委員費、1目・監査委員費は、11万4千円で、前年度と同額でございます。

次に14ページ、15ページをお開きください。

併せて、予算参考資料の5ページ、「事業費に関する調べ」をご覧ください。

3款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・夜間休日急患診療所費は、7,590万8千円で、前年度より13万6千円、0.2%の増額でございます。

同じく、2目・休日急患歯科診療所費は、907万9千円で、前年度より48万8千円、5.7%の増額でございます。

同じく、3目・小山聖苑費は、2億500万5千円で、前年度より8,334万4千円、68.5%の増額で  
ございます。

主に、公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づく、炉前ホールトップライト更新工事  
及び、炉前ホール空調設備新設工事を実施することによる増額でございます。

次に16ページ、17ページをお開きください。

2項・清掃費、1目・施設管理費は、6,390万9千円で、前年度より28万円、0.4%の増額で  
ございます。

同じく、2目・焼却施設費は、18億1,445万3千円で、前年度より4,163万1千円、2.3%の増額  
でございます。

主に、電気代等の上昇分及び下野市石橋地区の可燃ごみの外部搬出処理費用による増額で  
ございます。

同じく、3目・南部清掃センター費は、2億4,787万5千円で、前年度より49万7千円、0.2%の  
減額でございます。

次に18ページ、19ページをお開きください。

4目・小山広域クリーンセンター費は、4億4,019万7千円で、前年度より3,779万3千円、9.4%  
の増額でございます。

主に、電気代等の物価上昇による増額でございます。

同じく、5目・リサイクルセンター費は、4億5,220万8千円で、前年度より982万1千円、2.2%  
の増額でございます。

主に、不燃物残渣運搬処分業務委託料の増額及び使用済乾電池の処分に係る増額によるもの  
でございます。

同じく、6目・ごみ処理施設建設費は、7億9,194万1千円で、前年度より6億4,170万1千円、  
527.1%の増額でございます。

主に、第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の債務負担行為、第2期エネル  
ギー回収推進施設整備・運営事業建設工事施工監理業務の継続費及び電源接続案件募集プロセ  
ス負担金の継続費の計上による増額でございます。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

4款・公債費、1項・公債費、1目・元金は、7億6,547万3千円で、前年度より1億6,412万2千  
円、27.3%の増額でございます。

主に、小山聖苑火葬炉更新工事、粗大ごみ処理施設解体工事に関する組合債につきまして、元  
金償還が開始されるための増額でございます。

同じく、2目・利子は、1,769万9千円で、前年度より562万3千円、24.1%の減額でござい  
ます。

主に、利息の仮計上を行っていた粗大ごみ処理施設解体工事に関する組合債の借入が完了し、利率が確定したことによるものでございます。

同じく、5款・予備費、1項・予備費、1目・予備費は、前年度と同額の500万円でございます。

なお、22ページ以降の給与費明細書等の調書につきましては、説明を省略させていただきます。

また、予算参考資料、市町別分担金（案）、分担率算出基礎資料につきましても、併せてご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第1号「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計予算」の説明となります。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○関 良平議長 上程議案に対し、質疑を許します。

7番、秋山幸男議員。

○7番（秋山幸男議員） 3点ほどお伺いいたします。先ほど、管理者の近況報告の中で聞きたいことがあったのですが、予算の方でも関連がありますので、お許しを願いたいと思います。

まず1つ目、夜間休日急患診療所のことですが、当然、夜間に様々な病気や怪我をしたりした場合、連絡をします。そうしますと、担当医が例えば外科の場合に、休日・急患を当番している医師が内科だったとします。反対に、内科の病気の場合、外科の当番しかおりませんということで、休日・急患の体を成していない。他の医療機関へ電話をかけてもそういう事例が多い。ここへ電話をかければ絶対診て頂ける。もし担当医が不在でも、例えば、小山地区医師会で内科の緊急の場合は、ここの医院に診てもらおうといった対応をとって頂ければ、市民として非常にありがたいと思うのですが、今後そのような点について、対応して頂けるかどうかということ。

続けて2つ目の質問です。

汚泥発酵肥料の売却料について、管理者の近況報告の8ページに、本施設で製造しました堆肥を329t売却しておりますとありますが、予算の中でも歳入と歳出に同じ金額が記載されており、売却した肥料の金額だと思いますが、これは施設で製造した堆肥を全て販売しているのか、在庫がないのか、それとも保管している状況なのか、その辺りの状況をお知らせ願えればありがたいと思います。

また最後の質問ですが、予算書11ページに顧問弁護士報酬が96万円と計上されております。幸いなことに、あまりトラブル等はないと思いますが、この弁護士報酬の96万の算出根拠は何を用いているのか。万が一トラブルなどがあった場合、予算措置をしていないと対応できないということは理解できますが、この96万円という金額の算出根拠は、どのような考えのもとに計上したのか教えていただきたい。

以上3点についてお伺いいたします。

○関 良平議長 では答弁、まず夜間休日急患診療所について、鹿久保課長。

○鹿久保礼子総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

夜間休日急患診療所におきましては、初期救急ということになりまして、そういった対応があると市民の方からのメール等も実際にいただいております。ただ、市町におきまして当番医を決定しており、広報等で周知しております。そちらをご案内していると聞いておりますので、あくまでも夜間休日急患診療所においては、初期救急ということでの対応となっておりますので、ご理解のほどいただければと思います。たらい回しにしているということではないのですが、限られている中で、できる限りの対応をしていると聞いております。また、医師会の先生の当番については、年間決定しておりますので、そういった対応ができない場合については、近くの市民病院等の紹介をしているということを伺っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○関 良平議長 では、次の答弁、水野課長。

○水野辰雄施設管理課長 小山クリーンセンターの堆肥の件について、お答えいたします。

クリーンセンターの堆肥につきましては、生産されたものは委託先のアクアベックスおやま株式会社の方で購入していただいて、そのアクアベックスおやま株式会社が、その先の販売元を探して販売しております。今年度は329t、今まで売っておりますが、内訳としまして株式会社グリーンテック、この企業は鹿沼市の堆肥会社です。こちらが163tで、700kgの袋で出しております。こちらが大口契約となっております。その他の販売先につきましては、小山市の株式会社青木商店、有限会社小山グリーンズ、他9店で165t販売しております。こちらは15kgの袋で販売しております。現時点では、ほぼ生産したものは、出荷している状況です。現在、海外からの肥料が入ってこないこともありまして、人気であります。

以上でございます。

○関 良平議長 最後に、弁護士報酬の件について。鹿久保課長。

○鹿久保礼子総務課長 顧問弁護士の費用につきまして、ご質問にお答え申し上げます。

48万円の根拠につきましては、小山市の顧問弁護士料金と同額となっております。

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○関 良平議長 7番、秋山幸男議員。

○7番（秋山幸男議員） 夜間休日急患診療所ですが、初期対応が全くされていないのです。当番医がいなくて、受けられませんかということを、私も2回ほど経験している。頼まれて、自治医大や上三川、石橋、小金井中央病院などにかけても受けてもらえず、小山の夜間休日急患診療所がよいのではないかと電話をしたが、受けてもらえなかった。町はやってはくれない。例

えば指定されていても個人病院では、総合病院ではないため対応できない。また、当番医が内科や婦人科などおります。そういう方が当番で、夜間休日急患診療所に常駐するのであれば、例えば、外科の診療の場合には小山の〇〇病院で対応していますなど、そこまでの案内をしていただければ、市民は非常にありがたいことだと思う。担当医がおりませんので受けられません、の電話の一言なのです。もっと現場の確認をしてください。そういう案内をしてくれれば、せつかくいい制度を作っているのだから、これが有効活用され、市民が安心安全で暮らせるような対応をどうしたらいいのかを把握していないのではないかと。要望として申し上げておきます。

それと、弁護士費用は小山市の顧問弁護士と同額を支払っているとのことだが、小山市でその金額の予算措置をしているから、小山広域保健衛生組合でも同じ金額というのは、説得力がない。その点についてどうか。

○関 良平議長 鹿久保課長。

○鹿久保礼子総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

当初、大きな裁判を抱えておりました中で、2名の顧問弁護士の方に大変お世話になったという経緯があり、引き続き顧問弁護士を委嘱しております。金額につきましては、小山市を参考に同額としておりましたが、内部で協議をさせていただきます。額面につきましては、2年に一度委嘱しておりますので、金額につきまして再度検討したいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○7番（秋山幸男議員） はい。しっかりと予算措置していただきたいと思う。

小山市だけでなく、構成市町である下野市・野木町・上三川町にもそれぞれ顧問弁護士がいますよね。小山市がそうだからといって、安易な予算措置をして計上するのが、私には考えられない。例えば、前年度ちょうど大きな問題抱えていたけれど、私も3選やらせていただいたので、非常に高額な報酬をお支払いしたことは分かります。しかし、その後は通常だと何ものなければね。しかしながら、何が起きるかわからないため、科目措置だけってわけにはいかない。それなりの報酬は予算組みをし、不足した時には予備費など他の予算の中から流用してやることだ。96万円が適切ではないかもしれないが、適当に96万円と小山市で予算とっているからと安易にするのではなく、予算ですから我々が納得できる説明、「〇〇のような理由のためです。」といった説明ができるような金額・予算措置をしていただきたいと。一応要望として申しあげておきます。

○関 良平議長 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第2号の件、説明、質疑、討論、採決

○関 良平議長 日程第7、議案第2号「令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 ただ今上程となりました議案第2号、「令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、主に資源売却単価上昇による資源売却料の補正、事業費の確定に伴う補正でございます。

議案書の1ページをお開きください。第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,565万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億3,540万2千円にしようとするものでございます。各款、各項の補正につきましては、2ページ及び3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございますが、詳細につきましては、別途ご説明申し上げます。

続いて、歳入歳出補正予算の事項別明細書について、ご説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開きください。

1. 歳入につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1款・分担金及び負担金、1項・分担金、1目・市町分担金は、2億4,191万7千円の減額でございます。

内訳は、5ページ上段に記載されておりますが、

小山市が1億8,636万9千円の減額、

下野市が3,063万7千円の減額、

野木町が2,186万5千円の減額、

上三川町が304万6千円の減額でございます。

これは、令和3年度決算額確定による前年度余剰金額を減額するものでございます。

続きまして、2款・使用料及び手数料、1項・使用料、1目・衛生使用料は、50万円の減額でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、休日急患歯科診療所の受診者数が減少したことから、減額するものでございます。

続きまして、2款・使用料及び手数料、2項・手数料、1目・衛生手数料は、710万9千円の減額でございます。

これは、リサイクルセンターの廃棄物処理手数料について、事業系ごみ搬入量が減少したことから、減額するものでございます。

続きまして、7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金は、2億4,191万9千円の増額でございます。

これは、令和3年度決算額確定による前年度繰越金額を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

8款・諸収入、2項・雑入、1目・雑入は、1億7,326万円の増額でございます。

これは、中央清掃センター、南部清掃センター、リサイクルセンターの資源売却料について、今年度の売却単価が当初見込みより上昇したことから、それぞれ2,186万9千円、589万5千円、1億4,549万6千円増額するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

2. 歳出につきまして、ご説明申し上げます。

2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、2億154万4千円の増額でございます。

これは、指定金融機関事務取扱手数料の対象項目が減少したことによる減額と、各事業費で発生した歳出の不用額とを合わせ、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、3款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健予防費は、100万円の減額でございます。

これは、業務委託料が確定したことによる不用額を減額するものでございます。

続きまして、3目・休日急患歯科診療所費は、歳入の2款・使用料及び手数料を減額したことにより、財源内訳が変更になるものでございます。

続きまして、3款・衛生費、2項・清掃費、2目・焼却施設費は、3,489万1千円の減額でございます。

これは、搬出量の確定等に伴う委託料の減額、中央清掃センターの管理棟解体事業を第2期エネルギー回収推進施設建設事業に含んだことによる減額、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、工事が1件不調となったことによる減額、さらに中央清掃センター敷地拡張事業の際に、土地収用法を使用せず、地権者個別の売買交渉としたことから、補償費について減額するものでございます。

続きまして、3目・南部清掃センター費は、歳入の2款・使用料及び手数料の減額及び、8款・諸収入を増額したことにより、財源内訳が変更になるものでございます。

5目・リサイクルセンター費は、歳入の8款・諸収入を増額したことにより、財源内訳が変更になるものでございます。

以上が、議案第2号「令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第2号）」の説明となります。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○関 良平議長 上程議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第3号の件、説明、質疑、討論、採決

○関 良平議長 日程第8、議案第3号「小山広域保健衛生組合指定金融機関の指定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 ただいま上程となりました議案第3号「小山広域保健衛生組合指定金融機関の指定について」、ご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きください。併せまして議案参考資料の1ページもご覧いただきたいと存じます。

現在、当組合の指定金融機関は足利小山信用金庫となっており、指定期間が、令和5年3月31日をもって満了となります。

当金融機関は、昭和58年の当組合設立から現在まで、誠意をもって事務に精励され、年間数千件に及ぶ支払いや事務手続きを滞りなく処理しております。

このような観点から、小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例第2条の規定に基づき、当金融機関を引き続き指定しようとするものでございます。

なお、指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

以上が議案第3号「小山広域保健衛生組合指定金融機関の指定について」の説明となります。何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○関 良平議長 上程議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第4号の件、説明、質疑、討論、採決

○関 良平議長 日程第9、議案第4号「小山広域保健衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 ただいま上程となりました議案第4号「小山広域保健衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

この条例は、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていました個人情報保護制度について、全国的な共通規定が令和5年4月1日から適用されることになりました。

これに伴いまして、現行の小山広域保健衛生組合個人情報保護条例を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する条例を制定するため、提案するものでございます。

以上が、議案第4号「小山広域保健衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」の説明となります。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○関 良平議長 上程議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議案第5号の件、説明、質疑、討論、採決

○関 良平議長 日程第10、議案第5号「地方公務員の定年引上げに伴う関係条例の整備について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 ただいま上程となりました議案第5号「地方公務員の定年引上げに伴う関係条例の整備について」ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることにより、令和5年4月1日からの段階的な定年年齢の引上げ、管理監督職勤務上限年齢いわゆる役職定年制や定年前再任用短時間勤務等の制度が導入されます。当組合においても、これらの改正に伴う措置を講ずるため、関係条例の整備を行うものです。

併せて、定年引上げを行うにあたり、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関する条例を制定するため、提案するものでございます。

なお、当組合の人事給与制度は、小山市の例によることを基本としているため、新規制定となる職員の高齢者部分休業に関する条例についても、同様の内容で制定するものでございます。

以上が、議案第5号「地方公務員の定年引上げに伴う関係条例の整備について」の説明とな

ります。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○関 良平議長 上程議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○議案第6号の件、説明、質疑、討論、採決

○関 良平議長 日程第11、議案第6号「小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島譲事務局長 ただいま上程となりました議案第6号「小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案書の18ページをお開きください。

令和6年度から小山聖苑において指定管理者制度を導入することから、所要の改正をするため、提案するものでございます。

主な改正点は、指定管理者が聖苑の管理を行うことができるように第11条以下に指定管理者の管理や募集、選定、指定、協定の締結等の項目を追加いたしました。

以上が、議案第6号「小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について」の説明となります。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○関 良平議長 上程議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

○議案第7号の件、説明、質疑、討論、採決

○関 良平議長 日程第12、議案第7号「建設工事請負契約の締結について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 ただいま上程となりました議案第7号「建設工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

議案書の28ページをお開きください。併せまして議案参考資料の2ページからの工事概要書等もご覧いただきたいと存じます。

本議案は、小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の建設工事請負契約を締結するため、小山広域保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により提案するものでございます。

契約の方法は、総合評価一般競争入札、契約の金額は、229億4,600万円、契約の相手方は、荏原・佐藤・板橋・斉藤・小林特定建設工事共同企業体でございます。

企業体の代表者は、東京都大田区羽田旭町11番1号、荏原環境プラント株式会社営業第一部、部長今井孝治氏。構成員は、東京都中央区日本橋本町四丁目12番19号、佐藤工業株式会社東京支店、執行役員支店長三澤早登志氏、栃木県小山市城山町一丁目3番26号、株式会社板橋組、代表取締役齊藤純夫氏、栃木県小山市大字飯塚484番地、株式会社斉藤組、代表取締役斎藤和実氏、栃木県下野市石橋253番地、株式会社小林工業、代表取締役小林英一郎氏でございます。

なお工期につきましては、議案参考資料にございますとおり令和9年3月31日までの4年間を予定しております。

以上が、議案第7号「建設工事請負契約の締結について」の説明となります。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○関 良平議長 上程議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○退職者のあいさつ

○関 良平議長 ここで、今月末をもって定年退職となります猪瀬会計管理者より、ご挨拶申し上げます旨、申し出がありましたので、許可致します。

猪瀬会計管理者。

○猪瀬芳子会計管理者 ただいま議長の許可をいただきましたので、定年退職に当たりましてご挨拶をさせていただきます。議会終了後のお疲れのところ大変申し訳ありませんが、お時間いただきまして誠にありがとうございます。

私事で大変恐縮でございますが、3月をもちまして、定年退職を迎えることになりました。月日が経つのは早いもので、昭和59年の奉職以来、皆様に支えられ、多くのことを経験させていただきながら今日まで勤め上げることができました。私を導いてくださいました先輩、そして、上司の方々や私をサポートしてくれました職員の皆様には感謝の気持ちでいっぱいでございます。最後の3年間は、小山広域保健衛生組合の会計管理者として、皆様とお付き合いをさせていただきました。広域の役員の皆様や関議長をはじめ、議員の皆様方には大変お世話になり、ありがとうございました。

今後は、皆様からいただきました、数々のお言葉を糧といたしまして、心新たに第二の人生を歩んで参りたいという所存でございます。

最後になりますが、小山広域保健衛生組合の益々の発展と、そして、皆様方のご健勝、ご多幸、ご活躍を心からお祈り申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○関 良平議長 ありがとうございました。

定年退職される猪瀬会計管理者は、永年にわたり行政に携わられ、大変なご苦労と共に多大なる貢献をされたことと思います。心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後におかれましては、健康に十分留意されまして、新たな人生において、さらなるご活躍をされますことをご期待申し上げます。大変お疲れ様でございました。

---

○閉会の宣告

○関 良平議長 以上をもちまして、令和5年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会の議事は全部終了いたしました。

これをもって閉会といたします。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、本日1日だけでございましたが、令和5年度の一般会計予算をはじめ、組合運営によって重要な案件をご審議いただいたもので、議員皆様のご精励により、ただいま閉会を宣言できましたことは、議長といたしまして誠に喜びにたえません。

議員の皆様に終始極めて真剣にご審議していただいた賜であり、深く敬意を表し、心からお礼を申し上げる次第であります。

終わりに、管理者を初め執行部の皆様のご協力に対し、厚く御礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日はご苦労様でした。

午後3時54分 閉 会

署 名 議 員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年4月28日

議 長 関 良 平

議 員 荒 川 美 代 子

議 員 津 野 田 重 一